小中学校の通学路に面する危険ブロック塀等の除却費用を助成します

～五島市危険ブロック塀等除却支援事業のご案内～

五島市では、地震などの自災害や老朽化に伴う倒壊等による被害の軽減を図るため、小中学校の通学路に面するひび割れ、傾き等がある危険なブロック塀等の除却を行う方に対して、除却費の一部を補助します。

○補助対象事業

補強コンクリートブロック造及び組積造の塀（フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。）及び門柱で、次のいずれかに該当するもの

①小中学校の通学路※に面して設けられ、かつ、高さが１ｍを越えるブロック塀等で、ひび割れ、傾き又はぐらつき等が認められ、危険な状態にあるもの

②上記①に掲げるもののほか、通学路に面して設けられているブロック塀等で、倒壊等の危険性により除却が必要と認められるもの

※小中学校の通学路：事前相談をいただいた後、教育委員会へ確認を行い、判定します。

○補助対象者

次のいずれかに該当する方

①補助対象ブロック塀等の存する土地又は建物の登記事項証明書に所有者として登録されている者

②補助対象ブロック塀等の存する土地又は建物の固定資産税納税通知書・課税明細書又は名寄帳兼課税台帳に納税義務者又は代納者として記載されている者

③上記①又は②に規定する者の相続人

④上記①、②、③に規定する者から補助対象ブロック塀等の除却についての同意を受けた者

○補助金額（一般：上限5万円、非課税世帯：上限20万円）

除却するブロック塀等の除却に要する費用(解体・運搬・処分等)の３分の２(上限50,000 円)

ただし、通学路に面し補助対象者が非課税世帯の場合は、除却に要する費用(解体・運搬・処分等)全額(上限200,000 円)

なお、除却に要する費用は、撤去するブロック塀等の面積1 平方メートル当り10,000 円を超えない額とする。

○その他

・受付期間　令和8年4月1日～令和8年11月30日

・注意事項①申請者において、市税の未納がある場合は補助金の交付が制限されます。

②補助金交付決定前に工事着手された場合は、補助の対象となりません。

③令和9年2月末までに事業を完了すること。

補助金申請手続きの流れ➡裏面へ

○補助金申請手続きの流れ

補助金の交付決定前にブロック塀等撤去事業着手した場合は、補助の対象となりませんのでご注意ください。

	五島市 建設課	申請者	施工業者
確認・申請	②確認・判定 ・補助対象に該当する危険ブロック塀等及び接する道路が通学路であるか、市が確認を行い、判定します。（判定結果は、後日、申請者にお知らせします。）	①ブロック塀等撤去の事前相談 ・補助を希望される方は、必ず事前に建設課へご相談ください。	
		③施工見積の依頼	④見積書の作成・提出 ・撤去に要する経費がわかるように内訳を記入。
	⑥受理・審査	⑤補助金等交付申請書の提出 11月30日までに提出 （補助対象となる場合） ・次の書類を添えて、補助金交付申請書を建設課へ提出してください。 ■工事計画書及び通学路であることの証明書 ■施工業者の見積書の写し ■位置図、現況写真　■登記事項証明書 ■市税の滞納なしの証明書 ■ブロック塀等の所有者の同意書（申請者が管理者の場合のみ） ■その他必要な書類	
	⑦補助金交付決定	⑧補助金交付決定通知書の受理 ・決定通知の受理後、撤去事業を実施し、施工業者に費用を全額お支払いください。	必ず交付決定後に契約
工事施工		⑨ブロック塀等除却工事の契約及びブロック塀等除却工事の施工	
完了確認	⑪審査 工事完了後30日以内、かつ同年度2月末までに提出	⑩実績報告書の提出 （撤去完了・施工業者への支払終了後） ・次の書類を添えて、実績報告書を建設課へ提出してください。 ■工事請負契約書の写し ■実施状況のわかる写真（工事前・工事中・工事完了後） ■工事完了証明書 ■施工業者の領収書の写し	
	⑫補助金交付額確定通知	⑬補助金交付額確定通知受理	
	⑮交付請求書受理	⑭交付請求書提出	
	⑯補助金の振り込み	⑰補助金の受領	

お問い合わせ・ご相談は

五島市役所　建設管理部　建設課　建築都市計画班
〒853-8501　五島市福江町1番1号　TEL：0959-72-6118
mail：kensetsu@city.goto.lg.jp